

令和 6 年度第 3 回薬事審議会化学物質安全対策 部会化学物質調査会、化学物質審議会第 238 回 審査部会、第 245 回中央環境審議会環境保健部 会化学物質審査小委員会	
令和 6 年 6 月 21 日	参考資料 5

POPs 条約第 10 回締約国会議において決定された事項

○附属書 A（廃絶）への追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ペルフルオロヘキサ スルホン酸（PFHxS） とその塩及び PFHxS 関連物質	泡消火薬剤、金属メッキ、 織物、革製品及び室内装飾 品、研磨剤及び洗浄剤、コ ーティング、含浸/補強剤、 電子機器及び半導体の製造 等	・ 製造・使用等の禁止 （特定の用途を除外する規 定なし）